

県有施設駐車場の有料化及びその他の使用料の改定（案）について

〔使用料の改定〕

（平成22年9月1日施行）

条例規則等の名称	現 行		改定（予定） 単価（円）	引上率 （％）	最終改定年月日 （前回見直し）	改定理由	
	使用料の名称	単位					単価（円）
岡山県立美術館条例 及び岡山県立美術館条例施行規則							
観覧料							
常設展示：個人							
(大学の学生その他これに準ずる者)	1人 1回	200	250	25.0	昭和63年3月11日 (平成20年4月)	岡山県行財政構造改革大綱2008に基づき、県有施設の使用料の適正化を図るため、使用料の改定を行う。	
(高等学校の生徒その他これに準ずる者)	1人 1回	200	免除	△ 100.0	昭和63年3月11日 (平成20年4月)		
(65歳以上の者)	1人 1回	免除	.170	—	昭和63年3月11日 (平成20年4月)		
(その他の者)	1人 1回	300	350	16.7	昭和63年3月11日 (平成20年4月)		
常設展示：責任者が引率する20人以上の団体							
(大学の学生その他これに準ずる者)	1人 1回	160	200	25.0	昭和63年3月11日 (平成20年4月)		
(高等学校の生徒その他これに準ずる者)	1人 1回	160	免除	△ 100.0	昭和63年3月11日 (平成20年4月)		
(65歳以上の者)	1人 1回	免除	140	—	昭和63年3月11日 (平成20年4月)		
(その他の者)	1人 1回	240	280	16.7	昭和63年3月11日 (平成20年4月)		

県有施設駐車場の有料化及びその他の使用料の改定（案）について

〔使用料の改定〕

（平成22年9月1日施行）

条例規則等の名称	現 行		改定（予定） 単価（円）	引上率 （％）	最終改定年月日 （前回見直し）	改定理由
	使用料の名称	単位				
岡山県立美術館条例 及び岡山県立美術館条例施行規則						
施設使用料						
ホール						
（午前9時から正午まで）	1回	31,700	32,400	2.2	平成11年4月1日 （平成19年4月）	岡山県行財政構造改革大綱2008に基づき、県有施設の使用料の適正化を図るため、使用料の改定を行う。
（午後1時から午後5時まで）	1回	42,400	43,400	2.4	平成11年4月1日 （平成19年4月）	
（午後6時から午後9時まで）	1回	47,700	48,800	2.3	平成13年4月1日 （平成19年4月）	
（午前9時から午後5時まで）	1回	74,100	75,800	2.3	平成11年4月1日 （平成19年4月）	
（午後1時から午後9時まで）	1回	90,100	92,200	2.3	平成13年4月1日 （平成19年4月）	
（午前9時から午後9時まで）	1回	121,800	124,600	2.3	平成13年4月1日 （平成19年4月）	
講義室						
（午前9時から正午まで）	1回	12,700	13,000	2.4	平成11年4月1日 （平成19年4月）	
（午後1時から午後5時まで）	1回	19,000	19,400	2.1	平成11年4月1日 （平成19年4月）	
（午前9時から午後5時まで）	1回	31,700	32,400	2.2	平成11年4月1日 （平成19年4月）	

県有施設駐車場の有料化及びその他の使用料の改定（案）について

〔使用料の改定〕

（平成22年9月1日施行）

条例規則等の名称	現 行		改定（予定） 単価（円）	引上率 （％）	最終改定年月日 （前回見直し）	改定理由
	使用料の名称	単位 単価（円）				
岡山県天神山文化プラザ条例		<基準額>	<基準額>			※指定管理者による 利用料金制度
施設使用料						
第一展示室（全室）	1 週間	112,000	114,000	1.8	平成17年4月1日 （平成20年4月）	岡山県行財政構造改 革大綱2008に基 づき、県有施設の使用 料の適正化を図る ため、使用料の改定 を行う。
”（大室）	1 週間	85,000	86,000	1.2	平成17年4月1日 （平成20年4月）	
”（小室）	1 週間	27,000	28,000	3.7	平成17年4月1日 （平成20年4月）	
第二展示室（全室）	1 週間	90,000	91,000	1.1	平成17年4月1日 （平成20年4月）	
”（大室）	1 週間	60,000	61,000	1.7	平成17年4月1日 （平成20年4月）	
第三展示室	1 週間	56,000	57,000	1.8	平成17年4月1日 （平成20年4月）	
第二会議室	1 週間	500	510	2.0	平成20年4月1日	

県有施設駐車場の有料化及びその他の使用料の改定（案）について

〔使用料の改定〕

（平成22年9月1日施行）

条例規則等の名称	現 行		改定（予定）	引上率 （％）	最終改定年月日 （前回見直し）	改定理由
	使用料の名称	単位	単価（円）			
岡山武道館条例 設備使用料 会議室 「アマチュアスポーツ又は学生、生徒若しくは児童により行われる催物に伴い使用される場合」以外	1 時間	490	〈基準額〉 500	2.0	平成12年4月1日 （平成18年4月）	※指定管理者による 利用料金制度 岡山県行財政構造改革大綱2008に基づき、県有施設の使用料の適正化を図るため、使用料の改定を行う。
岡山県津山体育館条例 設備使用料 ステージ	1 日	2,520	〈基準額〉 2,570	2.0	平成12年4月1日 （平成18年4月）	※指定管理者による 利用料金制度 岡山県行財政構造改革大綱2008に基づき、県有施設の使用料の適正化を図るため、使用料の改定を行う。

県有施設駐車場の有料化及びその他の使用料の改定（案）について

〔使用料の改定〕

（平成22年9月1日施行）

条例規則等の名称	現 行		改定（予定）	引上率 （％）	最終改定年月日 （前回見直し）	改定理由
	使用料の名称	単位	単価（円）			
岡山県備前テニスセンター条例			<基準額>			※指定管理者による 利用料金制度
サブコート使用料 専用使用 アマチュアスポーツ （高校生以下の者によるもの）						
（午前9時から正午まで）	1面	1,000	1,170	17.0	平成12年4月1日 （平成18年4月）	岡山県行財政構造改 革大綱2008に基 づき、県有施設の使用 料の適正化を図る ため、使用料の改定 を行う。
（午前9時から正午まで）	1面	1,000	1,170	17.0	平成12年4月1日 （平成18年4月）	
（午後9時から午後5時まで）	1面	2,010	2,360	17.4	平成12年4月1日 （平成18年4月）	
（午後9時以前又は午後5時 以後の使用1時間につき）	1面	410	480	17.1	平成12年4月1日 （平成18年4月）	
（その他の者によるもの） （午前9時から正午まで）	1面	1,530	1,800	17.6	平成12年4月1日 （平成18年4月）	
（正午から午後5時まで）	1面	2,270	2,670	17.6	平成12年4月1日 （平成18年4月）	
（午後9時から午後5時まで）	1面	3,020	3,550	17.5	平成12年4月1日 （平成18年4月）	
（午後9時以前又は午後5時 以後の使用1時間につき）	1面	580	680	17.2	平成12年4月1日 （平成18年4月）	

県有施設駐車場の有料化及びその他の使用料の改定（案）について

〔使用料の改定〕

(平成22年9月1日施行)

条例規則等の名称	現 行		改定（予定）	引上率 （％）	最終改定年月日 （前回見直し）	改定理由
	使用料の名称	単位	単価（円）			
岡山県備前テニスセンター条例			<基準額>			※指定管理者による 利用料金制度
サブコート使用料 専用使用 アマチュアスポーツ以外のもの						
（午前9時から正午まで）	1面	7,680	9,040	17.7	平成12年4月1日 （平成18年4月）	岡山県行財政構造改 革大綱2008に基 づき、県有施設の使用 料の適正化を図る ため、使用料の改定 を行う。
（正午から午後5時まで）	1面	11,400	13,400	17.5	平成12年4月1日 （平成18年4月）	
（午後9時から午後5時まで）	1面	15,100	17,700	17.2	平成12年4月1日 （平成18年4月）	
（午後9時以前又は午後5時 以後の使用1時間につき）	1面	2,900	3,410	17.6	平成12年4月1日 （平成18年4月）	
一般使用 アマチュアスポーツ （高校生以下の者によるもの）						
（1時間につき）	1面	260	300	15.4	平成12年4月1日 （平成18年4月）	
（その他の者によるもの） （1時間につき）	1面	360	420	16.7	平成12年4月1日 （平成18年4月）	
アマチュアスポーツ以外のもの （1時間につき）	1面	1,850	2,170	17.3	平成12年4月1日 （平成18年4月）	

県有施設駐車場の有料化及びその他の使用料の改定(案)について

1 額の改定を行うもの

(平成22年9月1日施行)

条例規則等の名称 使用料等の名称	現 行		改定(予定) 単 価 : 円	引上率 (%)	最終改定年度 (実質改定年度)	改 定 理 由
	単位	単価:円				
岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例						
三〇一会議室・全室 (午前九時から正午まで)	1回	6,000	6,100	101.7%	平成17年9月	岡山県行財政構造改革大綱2008に基づき、県有施設の使用料の適正化を図るため、使用料の改定を行う。
三〇一会議室・全室 (午後一時から午後五時まで)	1回	8,000	8,200	102.5%		
三〇一会議室・全室 (午前九時から午後五時まで)	1回	16,000	16,400	102.5%		
三〇一会議室・半室 (午後一時から午後五時まで)	1回	4,000	4,100	102.5%		
三〇一会議室・半室 (午前九時から午後五時まで)	1回	8,000	8,200	102.5%		
四〇一会議室 (午後一時から午後五時まで)	1回	4,900	5,000	102.0%		
四〇一会議室 (午前九時から午後五時まで)	1回	9,700	9,900	102.1%		
七〇五会議室 (午前九時から午後五時まで)	1回	4,400	4,500	102.3%		
七〇六会議室 (午前九時から午後五時まで)	1回	4,400	4,500	102.3%		
岡山県健康づくりセンター条例						
施設自由利用	1月	6,000	7,500	125.0%	平成18年4月 (平成11年4月)	岡山県行財政構造改革大綱2008に基づき、県有施設の使用料の適正化を図るため、使用料の改定を行う。
施設自由利用	3時間	800	1,000	125.0%	平成18年4月 (平成9年4月)	
健康実践講座	1回	1,000	1,200	120.0%	平成18年4月 (平成11年4月)	
健康増進指導体験	1回	1,400	1,700	121.4%	平成18年4月 (平成9年4月)	
大会議室 (三時間まで)	1回	12,000	12,300	102.5%		
大会議室 (三時間を超え、一時間までごとに)	1回	4,000	4,100	102.5%		
開放研究室	1回	130,000	132,700	102.1%		
CT(コンピューター断層撮影)	1回	13,880	診療報酬点数表により算定される額に1.05を乗じて得た額	-		
MRI(磁気共鳴コンピューター断層撮影)	1回	21,960	診療報酬点数表により算定される額に1.05を乗じて得た額	-		
メディカルチェック	1回	2,500	診療報酬点数表により算定される額に1.05を乗じて得た額に文書代105円を加えた額	-		
ヘルスチェック	1回	3,500	診療報酬点数表により算定される額に1.05を乗じて得た額に文書代210円を加えた額	-		

条例規則等の名称 使用料等の名称	現 行		改定(予定) 単 価 : 円	引上率 (%)	最終改定年度 (実質改定年度)	改 定 理 由
	単 位	単 価 : 円				
岡山県健康づくりセンター条例						
競技者用メディカルチェック	1回	6,100	診療報酬点数表により算定される額に1.05を乗じて得た額に文書代105円を加えた額	-	平成18年4月 (平成13年4月)	岡山県行財政構造改革大綱2008に基づき、県有施設の使用料の適正化を図るため、使用料の改定を行う。
運動負荷試験	1回	7,300	診療報酬点数表により算定される額に1.05を乗じて得た額に文書代105円を加えた額	-		
食事指導	1回	1,500	診療報酬点数表により算定される額に1.05を乗じて得た額に文書代210円を加えた額	-		

2 新たに条例で定めるもの

(平成22年9月1日施行)

条例規則等の名称 使用料等の名称	単 位	22年度 単 価 (円)	備 考
多目的聴講室 (三時間まで)	1回	3,600	「立体ハイビジョンシアター」を廃止し、「多目的聴講室」として新たに使用料を設定する。
多目的聴講室 (三時間を超え、一時間までごとに)	1回	1,200	

3 廃止するもの

(平成22年9月1日施行)

条例規則等の名称 使用料等の名称	現 行		改定(予定) 単 価 : 円	引上率 (%)	最終改定年度 (実質改定年度)	改 定 理 由
	単 位	単 価 : 円				
岡山県健康づくりセンター条例						
ヘルスアドバイザー	1回	100	廃止	-	平成18年4月 (平成9年4月)	システムの老朽化により廃止する。
立体ハイビジョンシアター (小中学生)	1回	100	廃止	-	平成18年4月 (平成9年4月)	「多目的聴講室」として新たに使用料を設定する。
立体ハイビジョンシアター (その他)	1回	200	廃止	-		